

旭川医科大学たな卸資産管理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

旭川医科大学たな卸資産管理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学たな卸資産管理細則（平成17年2月17日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(たな卸資産の管理事務)</p> <p>第3条 <u>事務局次長(総務・教務担当)</u>は、たな卸資産の管理に関し、次の事務を行うものとする。</p> <p>(1) たな卸資産の総括管理</p> <p>(2) 実地たな卸の実施の総括</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、たな卸資産を適正に管理するために必要な事項</p> <p>(資産管理責任者の事務)</p> <p>第4条 <u>事務局次長(総務・教務担当)</u>は、各部局に属するたな卸資産の管理に関する事務を、当該部局の資産管理責任者に委任するものとする。</p> <p>2 資産管理責任者は、当該部局に属するたな卸資産について、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) たな卸資産の受払の管理</p> <p>(2) たな卸資産の保管</p> <p>(3) 実地たな卸の実施及び報告</p>	<p>(略)</p> <p>(たな卸資産の管理事務)</p> <p>第3条 <u>総務部長</u>は、たな卸資産の管理に関し、次の事務を行うものとする。</p> <p>(1) たな卸資産の総括管理</p> <p>(2) 実地たな卸の実施の総括</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、たな卸資産を適正に管理するために必要な事項</p> <p>(資産管理責任者の事務)</p> <p>第4条 <u>総務部長</u>は、各部局に属するたな卸資産の管理に関する事務を、当該部局の資産管理責任者に委任するものとする。</p> <p>2 資産管理責任者は、当該部局に属するたな卸資産について、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) たな卸資産の受払の管理</p> <p>(2) たな卸資産の保管</p> <p>(3) 実地たな卸の実施及び報告</p>

(4) 前3号に掲げるもののほか、たな卸資産を適正に運用するために必要な事項

第3章 受払

(受払記録)

第5条 各部局の資産管理責任者は、たな卸資産のうち、事務局次長（総務・教務担当）が指定する品目については、たな卸資産管理台帳（以下「管理台帳」という。）を設け、品目別に入庫及び出庫に関する事項を継続的に記録し、常にその受払及び残高の数量、単位を明確にしておかなければならない。

(たな卸資産の処分)

第6条 たな卸資産は、次の各号の一に該当する場合に、処分することができる。

- (1) 業務の遂行上、使用予定がなくなった場合
- (2) 破損又は故障により使用不能になった場合
- (3) たな卸資産が著しく陳腐化した場合

2 部局の資産管理責任者は、たな卸資産を廃棄処分しようとするときは、事務局次長（総務・教務担当）の承認を得るものとし、承認を得た時点をもってたな卸資産から除外しなければならない。

第4章 たな卸

(実地たな卸)

第7条 資産管理責任者は、毎事業年度末日において現品と管理台帳とを照合し、実地たな卸を行わなければならない。

2 資産管理責任者は、前項に規定する実地たな卸の結果を、事務局次長（総務・教務担当）に報告しなければならない。

(たな卸差異の処理)

第8条 資産管理責任者は、実地たな卸の結果、管理台帳と差異が生じた場合は、その発生原因を調査し、事務局次長（総務・教務担

(4) 前3号に掲げるもののほか、たな卸資産を適正に運用するために必要な事項

第3章 受払

(受払記録)

第5条 各部局の資産管理責任者は、たな卸資産のうち、総務部長が指定する品目については、たな卸資産管理台帳（以下「管理台帳」という。）を設け、品目別に入庫及び出庫に関する事項を継続的に記録し、常にその受払及び残高の数量、単位を明確にしておかなければならない。

(たな卸資産の処分)

第6条 たな卸資産は、次の各号の一に該当する場合に、処分することができる。

- (1) 業務の遂行上、使用予定がなくなった場合
- (2) 破損又は故障により使用不能になった場合
- (3) たな卸資産が著しく陳腐化した場合

2 部局の資産管理責任者は、たな卸資産を廃棄処分しようとするときは、総務部長の承認を得るものとし、承認を得た時点をもってたな卸資産から除外しなければならない。

第4章 たな卸

(実地たな卸)

第7条 資産管理責任者は、毎事業年度末日において現品と管理台帳とを照合し、実地たな卸を行わなければならない。

2 資産管理責任者は、前項に規定する実地たな卸の結果を、総務部長に報告しなければならない。

(たな卸差異の処理)

第8条 資産管理責任者は、実地たな卸の結果、管理台帳と差異が生じた場合は、その発生原因を調査し、総務部長に報告しなければ

当)に報告しなければならない。

(略)

附 則

この細則は、令和3年8月23日から施行し、改正後の旭川医科大学
たな卸資産管理細則は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

ならない。

(略)